

2019 年 11 月 5 日

JBA 公認コーチ 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会

コーチ登録証による JBA 主催大会の入場・観戦について

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素より当協会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、JBA では、2019 年 4 月 1 日にコーチライセンスに関する規程を別紙の通り改定いたしました。

詳細については、各自一度ご確認くださいと思いますが、コーチライセンス保持者の権利については以下のように変更となっております。

旧	新
コーチライセンス制度	コーチに関する規程
第 9 条 <コーチライセンス取得者の権利>	第 1 4 条 <コーチライセンス保持者の権利>
コーチライセンス取得者には、次に掲げる権利を与える。 (1) JBA が発信するコーチ向け情報の閲覧 (2) JBA 及び都道府県協会が実施する研修会等への参加 (3) JBA が主催する競技会（全日本バスケットボール選手権大会、全日本大学バスケットボール選手権大会、全国高等学校バスケットボール選手権大会、都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会）への入場（国際競技大会はその都度決定する）但し、会場の安全確保のため入場制限を行う場合がある。	コーチライセンス保持者には、次に掲げる権利を与える。 (1) JBA が発信するコーチ向け情報の閲覧 (2) JBA および都道府県協会が実施する研修会等への参加

規定の改定により、今後、**コーチ登録証の提示による JBA 主催大会の入場・観戦は不可となりますが、2019 年度に限り、移行措置として以下のとおり対応いたします**のでお知らせいたします。なお、コーチ登録証の提示によって入場できるコーチライセンスは、JBA 公認 D 級コーチ以上となり、観戦できる席はスタンド自由席となります。コーチ登録証の提示によって入場可能となっている場合でも会場の安全確保のため、または、満員のために入場制限を行う場合がありますので予めご了承ください。

大会名称	コーチ登録証による入場
第95回天皇杯・第86回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会 2ND ROUND	× 不可
第95回天皇杯・第86回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会 FINAL ROUND	○ 可能
第71回全日本大学バスケットボール選手権大会	○ 可能
SoftBank ウインターカップ2019 令和元年度 第72回全国高等学校バスケットボール選手権大会	○ 可能

2020年度以降は、コーチ登録証の提示によるJBA主催大会・試合の入場・観戦は一切できなくなります。今後ともJBA指導者養成事業に対するご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<添付資料> コーチに関する規程（2019年4月1日施行）

<本件に関する問合せ先> TEL 03-4415-2020（平日9:30～17:30）＊音声ガイダンスにしたがって番号を選択してください。

E-mail JBA-coach1@basketball.or.jp

以上

コーチに関する規程

第 1 章 総則

第 1 条 <目的>

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の定款第 4 条第 6 項に基づき、コーチの養成および認定、登録に関する事項について定める。

2. バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上およびコーチの組織化をはかるため、JBA はコーチライセンス制度（以下「本制度という」）を設ける。

第 2 条 <コーチライセンス制度の意義>

本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。

- （1）多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること。
- （2）バスケットボール競技の普及発展および強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
- （3）コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。
- （4）海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。

第 3 条 <加盟チームの義務>

JBA 加盟チームは、原則として、第 4 条第 1 項第 1 号～第 11 号のコーチライセンスを有する 16 歳以上の者（所属連盟で規定されている場合を除く）を、自己のチームに所属するコーチとして、1 名上登録しなければならない。

2. JBA 加盟チームは、自己のチームに所属するコーチを JBA および都道府県協会が主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。

第 2 章 コーチライセンス

第 4 条 <コーチライセンスの種類>

JBA が認定するコーチライセンスの種類は、次のとおりとする。

- （1）JBA 公認 S 級コーチ [公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という）コーチ 4]
- （2）JBA 公認 A 級コーチ [JSPO コーチ 4]
- （3）JBA 公認 B 級コーチ [JSPO コーチ 3]
- （4）JBA 公認 C 級コーチ [JSPO コーチ 1]
- （5）JBA 公認 D 級コーチ
- （6）JBA 公認 E 級コーチ
- （7）JBA 公認 E-1 級コーチ
- （8）JBA 公認 E-2 級コーチ
- （9）JBA 公認 S（F）級コーチ
- （10）JBA 公認 A（F）級コーチ
- （11）JBA 公認 B（F）級コーチ
- （12）ジュニアエキスパート
- （13）キッズインストラクター
- （14）コーチデベロッパー

2. コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は別に定める。

第 5 条 <コーチの養成>

JBA および都道府県協会は、第 4 条第 1 項各号のコーチライセンス取得のため、次の養成講習会を実施する。

- (1) JBA公認S級コーチ養成講習会 (JBA)
 - (2) JBA公認A級コーチ養成講習会 (JBA)
 - (3) JBA公認B級コーチ養成講習会 (JBA)
 - (4) JBA公認C級コーチ養成講習会 (JBA・都道府県協会)
 - (5) JBA公認D級コーチ養成講習会 (JBA・都道府県協会)
 - (6) JBA公認E級コーチ養成講習会 (JBA)
 - (7) ジュニアエキスパート養成講習会 (JBA)
 - (8) キッズインストラクター養成講習会 (JBA・都道府県協会)
 - (9) コーチデベロッパー養成講習会 (JBA)
2. 前項の各コーチ養成講習会は () 内が担当する。
 3. 養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。

第6条 <コーチライセンスの認定および登録>

コーチライセンスの認定および登録は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項で定めた養成講習会を修了した者にJBAがコーチライセンスを認定する。
- (2) 前号により認定されたコーチは、JBAに登録しなければならない。

第7条 <海外コーチライセンス取得者>

日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、JBAが認定するコーチライセンスを希望する場合、JBAの指導者養成部会の審査を経て、相当するライセンスを認めるものとする。

2. 所定の登録料とは別に審査手数料5,000円を支払う。
3. 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (B1・B2)、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ (B3) および一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ (WJBL) に参加するチーム所属の外国籍のコーチ、また、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (B1・B2) のユースチーム所属の外国籍コーチに関する特例措置は別に定める。

第3章 登録

第8条 <登録手続き>

登録は、会員登録管理システム (TeamJBA) を利用して、所定の期間に個人で申請し、定められた登録料を納める。

第9条 <登録料>

登録料は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) JBA公認S級コーチ | 12,500円/年 (2020年度までは10,000円) |
| (2) JBA公認A級コーチ | 6,000円/年 (2020年度までは3,500円) |
| (3) JBA公認B級コーチ | 5,000円/年 (2020年度までは2,500円) |
| (4) JBA公認C級コーチ | 4,000円/年 (2020年度までは1,500円) |
| (5) JBA公認D級コーチ | 3,000円/年 |
| (6) JBA公認E級コーチ | 1,000円/4年 |
| (7) JBA公認E-1級コーチ | なし (ただし、初回登録時のみ事務手数料 1,000円) |
| (8) JBA公認E-2級コーチ | なし (ただし、初回登録時のみ事務手数料 1,000円) |
| (9) JBA公認S (F) 級コーチ | 12,500円/年 |
| (10) JBA公認A (F) 級コーチ | 6,000円/年 |
| (11) JBA公認B (F) 級コーチ | 5,000円/年 |
| (12) ジュニアエキスパート | 5,000円/年 |
| (13) キッズインストラクター | 受講料に含む |

2. 前項に定める J B A 公認 A 級コーチ、J B A 公認 B 級コーチおよび J B A 公認 C 級コーチの登録料については、2 0 1 8 年度から 3 年間に限り登録・管理窓口一本化に伴う移行期間として、公益財団法人日本スポーツ協会へ納付する基本登録料（年額 2 , 5 0 0 円）を差し引いた金額（前項（ ）内記載の 2 0 2 0 年度までの金額）を J B A に納めるものとする。

第 1 0 条＜登録有効期間＞

登録有効期間は以下のとおりとする。

- (1) J B A 公認 S 級コーチ 1 年
 - (2) J B A 公認 A 級コーチ 1 年
 - (3) J B A 公認 B 級コーチ 1 年
 - (4) J B A 公認 C 級コーチ 1 年
 - (5) J B A 公認 D 級コーチ 1 年
 - (6) J B A 公認 E 級コーチ 4 年
 - (7) J B A 公認 E - 1 級コーチ 2 0 2 3 年度末まで
 - (8) J B A 公認 E - 2 級コーチ 2 0 2 3 年度末まで
 - (9) J B A 公認 S (F) 級コーチ 1 年
 - (1 0) J B A 公認 A (F) 級コーチ 1 年
 - (1 1) J B A 公認 B (F) 級コーチ 1 年
 - (1 2) ジュニアエキスパート 1 年
 - (1 3) キッズインストラクター 5 年
2. 登録有効期間の 1 年は当該年度の 4 月～翌年 3 月とし、E 級コーチ、E - 1 級コーチ、E - 2 級コーチおよびキッズインストラクターを除き、毎年度更新登録を行うこととする。
3. 前項の更新登録にあたっては、過去 4 年間のうちに J B A または都道府県協会が開催する研修会等に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない。
4. 所定の期間内に、更新を行わない場合には、コーチライセンスを失う。ただし、J B A が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

第 1 1 条＜登録抹消手続き＞

登録を抹消する場合には、会員登録管理システム（T e a m J B A）を利用して、返上手続きを行うものとする。

- 2. 本人が前項の手続きを行えない場合には、代理人から書面によって申し出るものとする。
- 3. 登録を返上した場合の登録料の返金は一切行わないこととする。

第 1 2 条＜養成講習会修了者のうち未登録者のライセンス登録申請基準＞

コーチ養成講習会修了者のうち未登録者については、次の条件を全て満たす者についてコーチ登録を認める。

- (1) 修了年度より 4 年以内の者であること
 - (2) 都道府県協会が特に認めた者であること
2. 前項に含まれない事例が発生した場合は、J B A において審査し決定する。

第 1 3 条＜登録証＞

J B A は登録したコーチに対し、登録証を交付する。

- 2. コーチは競技会等への参加にあたり、J B A が交付した登録証を携帯するものとする。

第 1 4 条＜コーチライセンス保持者の権利＞

コーチライセンス保持者には、次に掲げる権利を与える。

- (1) J B A が発信するコーチ向け情報の閲覧

(2) JBAおよび都道府県協会が実施する研修会等への参加

第4章 リフレッシュポイント

第15条 <対象>

コーチライセンス取得者は、コーチライセンス取得後もJBAまたは都道府県協会等が開催する各種研修会等に参加し、コーチとしてのレベルアップに努めなければならない。

2. 更新登録が必要なライセンスについては、所定のリフレッシュポイントを獲得しなければならない。ただし、コーチライセンス取得後3回目の更新まではポイントの獲得を免除する。

第16条 <リフレッシュ研修の目的および基準>

リフレッシュ研修は最新の知識や情報等を獲得し、指導現場で活用できるようにすることおよびコーチ同士の情報交換、ネットワーク作りなど相互交流を図ることを目的にJBAまたは都道府県協会等が開催する。

2. リフレッシュ研修は以下の基準を満たすものとする。
 - (1) リフレッシュ研修の目的に添った内容で、講義、実技、指導実習、研究協議などで構成されていること。
 - (2) 研修会の時間数が1.5時間以上確保されていること。(休憩時間等は含まない)
 - (3) 集合形式で実施されること(JBAで実施するeラーニングを除く)
3. JBAまたは都道府県協会以外が開催する研修会についても基準を満たした場合にはリフレッシュ研修として認定することとし、詳細は別に定める。

第17条 <ポイント基準>

リフレッシュポイントは、受講ポイントと指導ポイントにより構成する。

(1) 受講ポイント

リフレッシュ研修で付与するポイント数は以下のとおりとする。

- ① 1.5時間の研修会：1ポイント
- ② 1日の研修で付与できるポイントは4ポイントを上限とする。

(2) 指導ポイント

次の要件を満たす場合にはポイントが付与される。ただし、指導ポイントは年間2ポイントを上限とする。

- ① コーチ養成講習会の講師：1ポイント/1コマ(1.5時間)
- ② リフレッシュ研修の講師：1ポイント/1コマ(1.5時間)
- ③ カテゴリー別日本代表チームのコーチングスタッフ(年間の活動日数が7日以上の場合)：2ポイント/1年
- ④ ナショナル育成センター、ジュニアユースアカデミーのコーチ(年間の活動日数が3日以上の場合)：1ポイント/1年
- ⑤ 都道府県または地区育成センターのコーチ(年間の活動日数が5日以上の場合)：1ポイント/1年

第18条 <必要ポイント数>

更新の際に必要なポイントは以下のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ：8ポイント(2022年度の更新時までは2ポイント)
 - (2) JBA公認A級コーチ：8ポイント(2022年度の更新時までは2ポイント)
 - (3) JBA公認B級コーチ：6ポイント(2022年度の更新時までは2ポイント)
 - (4) JBA公認C級コーチ：4ポイント(2022年度の更新時までは2ポイント)
 - (5) JBA公認D級コーチ：2ポイント
2. ジュニアエキスパートについては、上記とは別に定める研修プログラムを受講することとする。

第 19 条 <ポイント有効期限>

リフレッシュポイントの有効期間は取得年度を含めて 4 年間とし、取得日の 3 年後の年度末（3 月 31 日）に消滅する。

第 5 章 遵守義務

第 20 条 <遵守義務>

コーチは、次の事項を遵守しなければならない。

- （１）法令および J B A の各種規程・規則を遵守すること。
- （２）選手個々の権利、尊厳および価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと。
- （３）選手の福利および安全を最優先で扱うこと。
- （４）選手との相互の信頼を築き敬意をもって接すること。
- （５）選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること。
- （６）自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験および能力に適合していること。
- （７）暴力・暴言を用いての指導を行わないこと。
- （８）暴力・暴言を決して許容しないこと。
- （９）暴力根絶の努力を継続すること。
- （１０）暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
- （１１）暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。

第 6 章 コーチライセンスの失効・再登録

第 21 条 <コーチライセンスの失効>

以下の場合、登録が抹消されコーチライセンスが取り消される。

- （１）J B A より登録抹消の懲罰が科されたとき
- （２）登録手続きおよび登録料の納付が行われていないとき
- （３）更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかったとき
- （４）本人または代理人から返上の手続きがあったとき

第 22 条 <復活および再認定の対象>

前条第 2 号～第 4 号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号のコーチライセンスについては、要件を満たした場合、コーチライセンスを復活させることまたはコーチライセンスの再認定を受けることができる。

- （１）J B A 公認 S 級コーチ
- （２）J B A 公認 A 級コーチ
- （３）J B A 公認 B 級コーチ
- （４）J B A 公認 C 級コーチ
- （５）J B A 公認 D 級コーチ
- （６）J B A 公認 S（F）級コーチ
- （７）J B A 公認 A（F）級コーチ
- （８）J B A 公認 B（F）級コーチ
- （９）ジュニアエキスパート

第 23 条 <コーチライセンスの復活>

第 21 条第 2 号～第 4 号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を満たした場合には、コーチライセンスを復活することができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3 月 31 日）までとする。

- (1) 有効期間満了日から1年以内に登録手続きおよび登録料納付を行うこと。
- (2) 更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかった場合は、必要なリフレッシュポイントを獲得すること。

第24条 <コーチライセンスの再認定>

第21条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、コーチライセンスの再認定を受けることができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。

- (1) 有効期間満了日を過ぎて1年以上4年以内の者であること
 - (2) 更新に必要なリフレッシュポイントを獲得していること
 - (3) 都道府県協会が今後の活動において、そのコーチを特に必要と認める者であること
 - (4) 有効期間満了日を迎えた後も指導活動を継続しており、コーチとして引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること
2. コーチライセンスの再認定について、次の条件に該当する者は、コーチライセンスの再認定は認めない。
- (1) 過去に再認定申請を行ったことがある者（ただし、2018年度までの申請は含めない）
 - (2) JBAより登録抹消の懲罰が科された者
3. 有効期間満了日を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。
- (1) 長期にわたり海外に滞在していた場合
 - (2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合
 - (3) 介護、出産などの理由により、所定の期間に登録を更新することができなかった場合
 - (4) その他JBAが特に認めた場合
4. ライセンス再認定に際し、審査料として5,000円を徴収する。
5. 第1項～第3項のライセンス再認定基準に満たさない者について、2018年度から3年間に限り登録・管理窓口一本化に伴う移行期間として、別途特別措置を定める。その場合は、ライセンス再認定に際し、審査料として10,000円を徴収する。

第7章 懲罰

第25条 <懲罰>

JBAの規律委員会または裁定委員会もしくはJBAの規律委員会または裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県バスケットボール協会等の規律委員会は、基本規程第10章の規定に従い、コーチに対して懲罰を科することができる。

第8章 附則

第26条 <補則>

本規程に定めるほか、コーチライセンスに関して必要な事項は、別に定めることができる。

第27条 <改廃>

本規程を改正または廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。

第28条 <施行>

本規程は、2019年4月1日から施行する。